

【返金規定】

for Agents 株式会社 が紹介した求職者が入社後、適法な採用企業の規定に基づく懲戒解雇または自己都合（退職勧奨等の採用企業の責めに帰すべき事由を除く）により退職するに至り、退職日から 1 週間以内に for Agents 株式会社へ退職の事実を報告した場合、下記の基準に基づき退職した月の翌月末日までに現金にて対価を返還するものとする。この場合、採用企業の依頼があれば、for Agents 株式会社は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

- 一、 退職日が入社後 30 日以内の場合 報酬額×80%
- 二、 退職日が入社後 60 日以内の場合 報酬額×50%
- 三、 退職日が入社後 90 日以内の場合 報酬額×10%

※ 入社後 90 日以内とは、入社日を含む暦上の日数で数えるものとする。